

# 「和歌山県水上オートバイ航行の適正化に関する条例（案）」

## の概要

### 1 制定の背景

昨年、兵庫県明石市における水上オートバイでの危険な行為が、大きく報道され社会問題になりました。また、兵庫県淡路市において、特殊小型船舶操縦士の免許を有しない者が操船する水上オートバイが護岸に衝突し、3名が死亡する痛ましい事故が発生しました。

水上オートバイは、その構造及び操縦方法の特性によって予想外の事故を誘発しやすいことから、県内の公共水域においても、水上オートバイが高速で遊泳者の付近を走行することにより、海水浴客やダイビング、サーフィン等のレジャー利用者だけでなく、漁業従事者等の関係者（以下「遊泳者等」といいます。）に危険が迫り、大きな事故が発生することが懸念されています。

また、航行に伴う波等が発生することにより、施設等に被害が出るとの声もあります。

県では、これらの実情を踏まえ、水上オートバイの航行の適正化を図ることにより、和歌山県が管理する公共水域の適正な利用及び安全の確保並びに良好な環境の保全を図るとともに、海洋性レクリエーション活動の健全な発展に資するため、次のとおり新規条例を制定する議案を県議会に提出する予定です。

本条例は、本年3月に「水上バイク航行の適正化（和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例の改正（案）」としてパブリックコメントを実施させていただいたものを一部修正し、改めてパブリックコメントを実施させていただくものです。

### 2 条例制定（案）骨子

#### （1）規制水域の指定

ア 誰もが安心して公共水域を利用することができる環境を確保することを目的として、水上オートバイと遊泳者等との事故の発生が特に懸念される水域を水上オートバイの航行を規制する水域（以下「規制水域」といいます。）に指定できるようにします。

イ 市町村長は、水上オートバイと遊泳者等との事故の発生が特に懸念される水域を地先水面とする地域が、その区域内に存するときは、当該事故の発生が特に懸念される水域の状況を示す書類を添えて、知事に対し、規制水域を指定することを提案することができるものとします。

ウ 規制水域の指定を行う場合は、あらかじめ市町村の意見を聴いた上で、指定を予定している水域を一般に公表し、意見を聴くこととします。

(2) 規制水域を航行する水上オートバイへの命令等

ア 規制水域への水上オートバイの乗り入れや航行を、緊急救助活動等のために必要やむを得ない場合を除き、禁止します。

イ アに違反する水上オートバイの操船者に対し、航行の停止や規制水域外への移動を命令できるようにします。

ウ イの命令に従わない場合は、5万円以下の過料に処します。

(3) 県の立入調査

(2)の命令等を行う上で必要な限度において、県が、水上オートバイの操船者、所有者、又は水上オートバイの販売又は水上オートバイの利用に関する役務の提供(水上オートバイの賃貸、発着場の運営等)を事業として営む者(以下「事業者」といいます。)などに対して必要な報告を求めたり、水上オートバイが所在すると認められる場所に立ち入って必要な物件の調査を行ったりすることができるようにします。

(4) 水上オートバイの操船者や所有者等の責務

ア 水上オートバイの操船者は、法令等を遵守し、遊泳者等や施設に配慮して水上オートバイの適正な操船に努めるものとします。

イ 水上オートバイの所有者等は、他人に水上オートバイを貸与して、一時的に操船させる場合には、その者に対して、適正な操船について注意を促すよう努めるものとします。

(5) 水上オートバイに係る事業者の責務

ア 事業者は、その事業を営む施設などに規制水域及び水上オートバイの操船者が遵守すべき規制内容を掲示し、周知するよう努めることとします。

イ 事業者は、その事業を営む施設などから出港した水上オートバイの操船者が航行停止などの命令を受けた場合は、当該水上オートバイの操船者に対し、規制内容を遵守することを求めるよう努めることとします。

(6) 違反行為の県への情報提供

規制水域を地先水面とする地域をその区域とする市町村及び当該市町村においてその事業を営む事業者は、当該規制水域を航行する水上オートバイを発見した場合は、その内容等について、県に情報提供を行うものとします。

### 3 制定予定時期

令和4年12月県議会定例会に条例制定議案を提出予定

### 4 条例施行時期

令和5年4月1日に施行予定